

建設業許可 Q & A

申請について

- 1 Q 建設業許可を申請したいが、どうしたらよいか。
- A 許可を受けるための要件を確認の上、申請書を提出してください。
要件、申請書の提出先、申請手数料等許可の概要については、「建設業許可について (<http://www.pref.niigata.lg.jp/dobokukanri/1192120250157.html>)」をご覧ください。
- 2 Q 現在個人で建設業許可を持っているが、代替わりで代表者を変更する場合は、代表者の変更に係る届出をすればよいか。
- A 個人業者の場合、代表者を変更する場合は、新たに「新規」にて許可申請を行う必要があります。(許可番号については、希望があれば従来の番号を引き継ぐことも可能ですので、申請時にご相談下さい。) その際は、廃業届も併せて提出してください。

財産的信用または金銭的信用について

- 3 Q 新たに一般建設業許可を受ける際に、自己資本等の数値について次のいずれかの条件を満たす必要があるが、提出書類は何が必要か。
- (イ) 自己資本の額が 500 万円以上
(ロ) 500 万円以上の資金を調達する必要があること。
- A (イ) 法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から、事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額があることが必要です。
(ロ) 500 万円以上の資金について、取引金融機関の預金残高証明書または融資証明書等が必要です。
- 4 Q 甲地域振興局管内に本店を持つ建設業者が、乙地域振興局管内に新たに営業所を設立した場合、営業所新設にかかる変更届及び営業所調査様式は、甲乙のどちらの地域振興局に提出したらよいか。
- A まず、営業所調査の書類を乙地域振興局に提出し、その後、営業所新設にかかる変更届を甲地域振興局に提出します。

決算に係る変更届について

5 Q 決算に係る変更届に添付する財務諸表の各項目に記載する金額の端数処理はどのようにしたらよいか。

A 記載する金額は千円未満の数値を切り捨てたうえで表示します。また、切り捨ての関係で各部の合計額と内訳科目の合計額が一致しない場合でも、調整は不要です。

専任技術者について

6 Q 国家資格者等・監理技術者として登録している者を、専任技術者として新たに登録する場合に必要な書類は何か。

A 国家資格者等・監理技術者にかかる削除届は不要です。専任技術者にかかる届出書のみを提出してください。なお、所持する資格に変更がない場合、資格証の写し等を改めて提示する必要はありません。

また、専任技術者として登録している者を新たに国家資格者等・監理技術者として登録する場合には、専任技術者にかかる削除届が必要になります。

成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書等について

7 Q 成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書及び成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の長の証明書」(以下「成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書等」)が必要になるのは、どのような場合か。

A 上記書類については、誓約書が必要となる申請・届出について、原則必要となります。(新規、役員 の 就 任、更 新、業 種 追 加、般 特 新 規、許 可 換 新 規、営 業 所 新 設、建 設 業 法 施 行 令 3 条 の 使 用 人 に な っ た 者 が あ る と き 等)

(1) 新規、追加、般特新規又は業種追加等、許可申請を行う場合は、法人の役員・個人事業主、個人の支配人及び営業所の代表者(建設業法施行令第3条に規定する使用人)について必要です。

※顧問、相談役及び株主等については不要です。

(2) 次の届出を行う場合は、新たに就任した者についてのみ必要です。

(退任する者については、必要ありません。)

(a) 法人の役員に係る新任の変更届

(b) 個人の支配人に係る新任の変更届

(c) 営業所の代表者(建設業法施行令第3条に規定する使用人)の変更届

8 Q 役員の変更は無く、当該役員同士の間で代表権の異動を行う場合に、当該役員について成年被後見人に該当しない旨の証明書等を提出する必要はあるのか。

A 新たに役員となる人がいない場合は、省略可能です。

他の法令で専任を要する者について

9 Q 一級建築士や宅建建物取引士は、それぞれの法律において特定の事務所に専任することを求められているが、そのような者が、建設業における経營業務の管理責任者や専任技術者を兼ねることは可能か。

A 専任を要する営業体及び場所が同一である場合のみ、兼任は可能です。

国家資格者・監理技術者について

10 Q 退職した技術職員について、入札参加資格の技術職員の削除の変更届を提出したが、国家資格者等・監理技術者一覧表の削除の届出は必要か。

A 入札参加資格の変更届とは別に、提出が必要です。

様式第1号別紙1「役員等の一覧表について」

11 Q 申請者が個人の場合は、別紙1の提出は必要か。

A 添付は不要です。

様式第1号別紙2「営業所一覧表」について

12 Q 従たる営業所がない建設業者（主たる営業所のみ）である場合、別紙2(1)、(2)の提出は必要か。

A 別紙2(1)、(2)の余白に「該当無し」と記載してください。

13 Q 常勤（非常勤）の役員が非常勤（常勤）になった場合は、別紙2の提出が必要か。

A 役員の変更に伴う常勤、非常勤の変更のみを行う場合は、届出の必要はありませんが、経營業務の管理責任者、専任技術者及び営業所の代表者（建設業法施行令第3条に規定する使用人）であったものが常勤から非常勤になった場合は、別の者を充てる必要があるため、その手続きが必要になります。

14 Q 業種追加、般特新規の許可申請について、別紙2の営業所記載欄は、営業しようとする建設業の業種が変更にならない営業所については、記載は必要か。

A 営業しようとする建設業の業種が変更にならない営業所については、記載不要です。

様式第 2 号「工事経歴書」について

15 Q 業種追加の許可申請について、工事経歴書は、追加したい業種についてのみ記載すればよいのか。それとも従来から引き続き営んでいる業種についても記載するのか。

A 追加したい業種についてのみ記載してください。

様式第 3 号「直前 3 年の施工金額」について

16 Q 業種追加の許可申請について、追加したい業種についてのみ記載すればよいのか。それとも従来から引き続き営んでいる業種についても記載するのか。

A 全ての業種について記載してください。

様式第 12 号「許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等の住所、生年月日等に関する調書）」について

17 Q 顧問、相談役及び株主等も署名及び押印を行う必要があるか。

A 署名及び押印の必要はありません。

様式第 22 号の 2「変更届」について

18 Q 役員等に係る変更があった場合、別紙 1「役員等の一覧表」の提出は必要か。

A 変更後の役員等の一覧として、別紙 1 を提出する必要があります。

19 Q 営業所に係る変更が無かった場合、第二面の提出は必要か。

A 提出の必要はありません。